

標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示に向けた課題と対応

1. 基本的認識

- ① 社会保険未加入対策を進めていく中で法定福利費の確保が重要であるが、現在の民間工事に係る受注においては、トン単価や平米単価による見積が一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのかがわかりにくい状況となっている。
- ② このため、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、従来の総額単価による見積だけでなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。
- ③ 建設業者には、建設業法上適正な見積を行う努力義務があり、法令により加入義務のある社会保険等のための法定福利費も、見積に含まれるべき必要な経費である旨が建設業法令遵守ガイドラインに明記されている。
- ④ この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各建設業者が算定するものであり、自社の技能労働者のみで施工する場合や、下請労務により施工される場合であっても当該下請け労務に従事する技能労働者の法定福利費を正確に算定することが可能な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定することが基本である。
- ⑤ しかし、下請労務により施工されることが多い現状においては、自社が雇用していない技能労働者の分も含めて法定福利費を正確に算定することは極めて困難である。また、注文者側にとっても公正かつ客観的な法定福利費の額を把握することは難しい状況にある。
- ⑥ このため、各専門工事業団体ごとに、見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成するとともに、その業界における取引実態も踏まえつつ、各社の実情に応じた法定福利費の額を簡便に算定することができるよう、一定の統計データに基づく算定のための作成手順書を作成し、これらを法定福利費の算定を行おうとする専門工事業者の参考に供することとされた。これを受け、昨年開催された第2回社会保険未加入対策推進協議会に各団体から登録されたところである。
- ⑦ このような趣旨からすれば、法定福利費内訳明示の取組はこれで下請企業が儲けるような類のものでは決してなく、技能労働者の就労環境の改善のために、元請企業も下請企業も法律上必要な費用を流すだけにすぎないことを関係者は認識する必要がある。

- ⑧ ただ具体的な運用に当たって、元請企業と下請企業で認識をすり合わせる必要がある課題や、活用を促進するに当たって関係者が協力して取り組むべき事項がいくつかあることから、社会保険未加入対策推進協議会WG（以下WG）として、課題と対応について以下の通り考え方を整理し、各団体にこれに沿った取組を求めることとする。

2. 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ

(1) 算定に当たり用いる保険料率の統一

法定福利費を内訳明示する見積書において示す法定福利費は、健康保険料（法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合を工事ごとに把握することは困難であることから、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。）、厚生年金保険料（法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。）及び雇用保険料を対象とする。具体的な保険料率は毎年度一定の時期に国土交通省が厚生労働省に確認した上で各団体に情報提供する。

(2) 計算手順の明確化

標準見積書及び作成手順書では、法定福利費の具体的な計算手順が関係者に理解されるようにすることが必要であることから、具体的な金額の記載ではなく、各欄に記号を振って、各欄の演算関係を示す形で提示する。現在推進協議会に登録されている案を見ると、団体によっては具体的な金額を記載しているものもあるが、その場合には、具体的な金額の記載によらずに、各欄の記号により示すように修正する。

(3) 歩掛等の根拠の明確化

専門工事業団体の作成する作成手順書における計算に当たって用いる歩掛等については、関係者に理解されるように公正・妥当な客観データを用い、数値の根拠や出典を明記する。業界団体調査による数値を用いる場合は、平均値だけでなく客観的な統計処理をした高低の分布や動向等の全体像も記載する。現在推進協議会に登録されている案の中で歩掛等の根拠・出典が不明確なもの、特定個社や業界団体調査による数値を用いているものについては、算定に用いる数値の根拠や出典を明記するとともに、特定個社の数値ではなく、公正・妥当な客観データを用いたものに改める。

(4) 法定福利費の基本的な算出方法（労務費×保険料率）

法定福利費の計算方法としては、各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法を基本とする。

(5) 法定福利費の算出方法として考えられるその他の方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する方法を採る場合には、年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められる。

但し、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認めることはできない。

(6) 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取扱い

当該工事に係る労務費の総額に法定保険料率を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合において、元請企業及び下請企業が労務費を減額調整する旨合意したときは、減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額する。ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、労務費の減額とは限らず、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。

当該工事の工事費に一定割合を乗ずる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整に合わせて、法定福利費を減額する。

施工単位当たりの法定福利費額に数量を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、数量の減少に合意した時には法定福利費を減額することになるが、数量が減少していなければ、工事費を見積額より減額しても法定福利費は減額しない。

(7) 法定福利費内訳明示額にかかる消費税の取扱い

請負契約に係る工事費は、消費税の課税対象となることが原則であり、法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱うこととする。

(8) 適用除外である者の取扱い

個人事業主、一人親方など、当該工事における法定福利費（事業主負担分）を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないこととする。

適用除外となる者の数や割合が判らない場合にあつては、①直轄土木工事の予定価格の積算や25年度公共工事設計労務単価の改定において現に一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず法定福利費（事業主負担分）の負担を要しない一人親方化を前提とした見積りを行う不当な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象としつつ、引き続き

WGにおいて検討することとする。元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することとする。

なお、国土交通省は、適用除外となる事業者の規模をデータで把握する可能性について検討する。

3. 保険料納付の確認・状況変化への対応

(1) 保険料納付の確認

支払われた法定福利費が技能労働者の実際の保険加入に結びついている事実を把握できるよう、今後、国土交通省において透明化の仕組みを設けることについて検討する。

(2) 状況変化への対応

労務の逼迫など、状況の変化が生じている場合には、元請企業と下請企業の間で十分協議を行って対応する。

4. 見積書を提出する環境づくり

(1) 元請企業からの求め

元請企業は、下請企業に各企業の定型書式により見積書を提出させるときには、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を添えて提出するよう求めることとする。

下請企業による標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、総合工事業団体（会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。以下同じ。）は、会員企業に対し、会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、機会を捉えて当該定型書式に当該欄を追加するよう要請する。

(2) 労務費減額の懸念への対応

法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げるといった懸念を払拭するため、総合工事業団体は、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、契約の見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保されるよう、会員企業に対して各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。

なお、法定福利費は見積額としつつも労務費等が見積額を下回る額で下請契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

(3) 下請企業の経理の明確化

標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書を作成・提出するためには、下請企業において自社の見積の算定根拠を説明できるよう経理を明確化することが望まれることから、各専門工事業団体は会員企業を通じて経理の明確化に向けた取組を呼びかける。

5. 標準見積書等内訳明示のインセンティブ

(1) 元請企業から下請企業への見積提出促進

総合工事業団体は、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を元請企業から下請企業に促すよう、会員企業を通じて働きかけを行う。

(2) 見積書を提出した下請企業の尊重

総合工事業団体は、下請企業からの標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、会員企業に対して、標準見積書の活用等により内訳明示した見積書を提出した下請企業の法定福利費等については、見積書を提出しない下請企業と異なり、見積書を尊重した取扱いを行うよう求める。

(3) 認証制度の活用

国土交通省は、現在国土交通省において社会保険等への加入を進めるために各専門工事業団体が自主的に行うことを想定して検討を進めている社会保険加入に関する優良事業者の認証制度を、法定福利費の内訳明示の促進にも活用できないか検討する。

6. 発注者対応

国土交通省は、法定福利費の流れの透明化に向け、直轄工事に係る法定福利費の平均的割合や概算額の公表等を進める。また、建設業界において標準見積書の活用を一定時期から開始することを踏まえ、国土交通省は、主要民間発注者あてに見積・入札・契約の際、受注者から提示される法定福利費を尊重して適正に考慮することを求める通知を発出する。また、地方公共団体

等に対して、国土交通省と同様の取組を要請する。

7. 標準見積書等による内訳明示の推進

(1) 団体における標準見積書等の見直しと位置付けの明確化

各専門工事業団体では、標準見積書及び作成手順書について決定していると思われるが、改めて本資料を踏まえて、各団体の標準見積書等の見直しを行うとともに、上記1 基本的認識に記載した①から⑥の標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示の意義と標準見積書等の位置付けを明記した上で、会員企業等への普及を進める。

(2) 下請企業の見積提出促進

合わせて、各専門工事業団体は、傘下の会員企業等に対し、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、適正な法定福利費の確保を図ることを求めるとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう働きかけることとする。

(3) 団体による説明会

各専門工事業団体においては、団体の構成員・企業・担当者向けに標準見積書の意義・活用についての説明会を開催し、会員をはじめとする関係者への普及・啓発を図る。

(4) 標準見積書の団体HPへの掲載

各専門工事業団体においては、作成した標準見積書及び作成手順書を団体のHPに掲載し、会員企業等の利用に供する。その際には団体の判断により会員外の企業等が利用できるようにすることも可能である。

(5) ゼネコン本社から社内・現場関係者への説明

ゼネコンにおける標準見積書等を活用した法定福利費の内訳明示への理解を深めるため、総合工事業団体は会員を通じてゼネコン各社の社内関係者や現場関係者への周知を行うよう働きかける。

(6) 協力会組織を活用した説明

団体に所属していない企業も含めて標準見積書等を活用した法定福利費の内訳明示など社会保険未加入対策の周知啓発や加入勧奨を行うため、各団体は元請企業の協力会組織を通じた説明会等を実施するよう関係者に働きかける。

(7)リーフレット等の活用

国土交通省は発注者向け・元請企業向け・下請企業向け・建設労働者向けの各リーフレットやポスターの版下を速やかに作成して各団体に配布し、各団体はその状況に応じてこれを活用してリーフレット等を印刷し、法定福利費の内訳明示など社会保険等の加入徹底に向けた関係者への周知啓発を図る。

(8)現場の建設労働者への説明

各団体は、リーフレット等を活用しながら、現場の建設労働者に対して職長会や新規入場研修など様々な機会をとらえて社会保険等についての周知啓発を図る。

(9)相談窓口の活用促進

国土交通省は振興基金と連携して同基金に設置した標準見積書の提出も含む社会保険未加入に対する取り組みについての問い合わせ窓口の活用を促進するとともに、法令違反の疑いが生じた場合は、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」との連携により適切な対応を図る。

8. 活用開始時期の明確化

(1)各団体の周知状況・使用開始時期の目途共有

国土交通省は、各専門工事業団体における標準見積書の活用に向けた説明会等を通じた周知の状況や団体としての標準見積書の使用開始時期について確認・把握し、その結果を取りまとめて関係者と共有する。

(2)見積書使用開始目途のWG申し合わせ

上記調査結果を踏まえて、下請企業から元請企業への標準見積書の提出を平成25年9月頃を目途として一斉に開始することを、推進協議会WGとして申し合わせる。各団体は、これに向けて会員企業等関係者への周知・PRを展開する。国土交通省は、各団体における周知・PRの状況について確認・把握し、関係者と共有する。なお、この申し合わせはこの時期以前に下請企業が標準見積書を提出することを禁止するものではない。

9. 支援体制の構築

(1)各団体の相談窓口の集約

各団体では、昨年12月に標準見積書の活用への対応と合わせて各団体に寄せられる保険未加入問題に係る相談や問題、トラブル事例などの「課題」

を把握するために相談窓口を整備・開設しているが、これを活用して標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示を進める過程で明らかになる元請企業からの不当な取扱いや下請企業の理解不足等の様々な情報・課題を集約・整理し、推進協議会事務局（国土交通省）に定期的に報告する。

(2)WGにおける問題事例に係る解決方策の検討・公表

国土交通省は、推進協議会事務局に報告された課題を集約し、WGにおいて解決方策を検討し、その結果を公表するとともに、各団体にフィードバックする。

10. 将来的な別枠確保に係る仕組みの検討

法定福利費の別枠確保については、様々な仕組みが想定されるが、国土交通省において、まずは第一歩として法定福利費の内訳明示を推進しつつ、関係者からの提案も踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととする。